

令和3年5月26日

保護者各位

名護市立大宮中学校

校長 喜友名 悟

(公印省略)

## 緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症防止対策について

令和3年度5月21日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、沖縄県が5月23日(日)～6月20日(日)までの期間に緊急事態宣言に追加適用されることになりました。それらを受け、改めて緊急事態宣言期間中の新型コロナウイルス感染症対策について、下記の事項についてご確認ください。ご家庭におかれましても、感染症対策の徹底をお願い致します。

### 記

#### 1 部活動について

(1) 原則休止としますが、8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等を控えた場合に限り必要最小限の人数で、90分以内で活動します。土日休日は2時間以内となります。早朝練習は、休止とします。

※国頭地区夏季総体に向けての部活動は、上記に当てはまるため、活動可とします。

(2) 期間中、市内外における、練習試合や合宿等については、実施できません。

(3) 発熱等の風邪症状がある場合には、練習や試合には参加できません。

(4) 同居の家族に風邪症状が見られる場合も参加できません。

#### 2 マスク着用の徹底

(1) 毎朝家をでるときに、必ずマスクを着用します。

(2) 予備のマスクを常備させてください。(紛失や破損に備えて)

(3) マスクを忘れた生徒へは、学校で購入したマスクを配布します。後日、新品マスクを持たせてください。(マスク紛失、破損についても同様に対応)

(4) マスク忘れが続くようであれば、担任等による連絡をして、ご家庭へ協力を求めます。

(5) 学校においては熱中症の予防に留意しながら、原則マスク着用とし、マスクを外すのは、食事中と体育の時間等の運動時に限ります。教室移動時や休憩時間、清掃時間のマスク着用も徹底致します。

#### 3 家庭における過ごし方

##### (1) 健康観察について

① 児童生徒等は、朝晩、家庭での検温と風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底して下さい。(その際は、出席停止の扱いとなります。)

##### ② 相談・受診の目安

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに帰国者・接触者相談センター(北部

保健所 ☎52-5219 ) やかかりつけ小児医療機関 (小中学生の場合、小児科医による診察が望ましいとされています) に電話等で相談するようお願いいたします。

▲ 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

▲ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (※)

(※) 症状が4日以上続く場合は必ず相談して下さい。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談して下さい。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様にお願いたします。

(2) 放課後や休日等の過ごし方

① 不要不急の外出を控えてください。

② 外出する必要がある場合は、マスクの着用や消毒等の感染症対策の徹底をお願いします。

#### 4 患者 (感染者) が発生したときの対応

ご家庭内で以下の(1)～(3)が発生した場合は、速やかに学校等へ連絡するようお願いいたします。

(1) 患者 (感染者) が発生したとき

(2) 感染が疑われる方が発生したとき

(3) 濃厚接触者が発生したとき